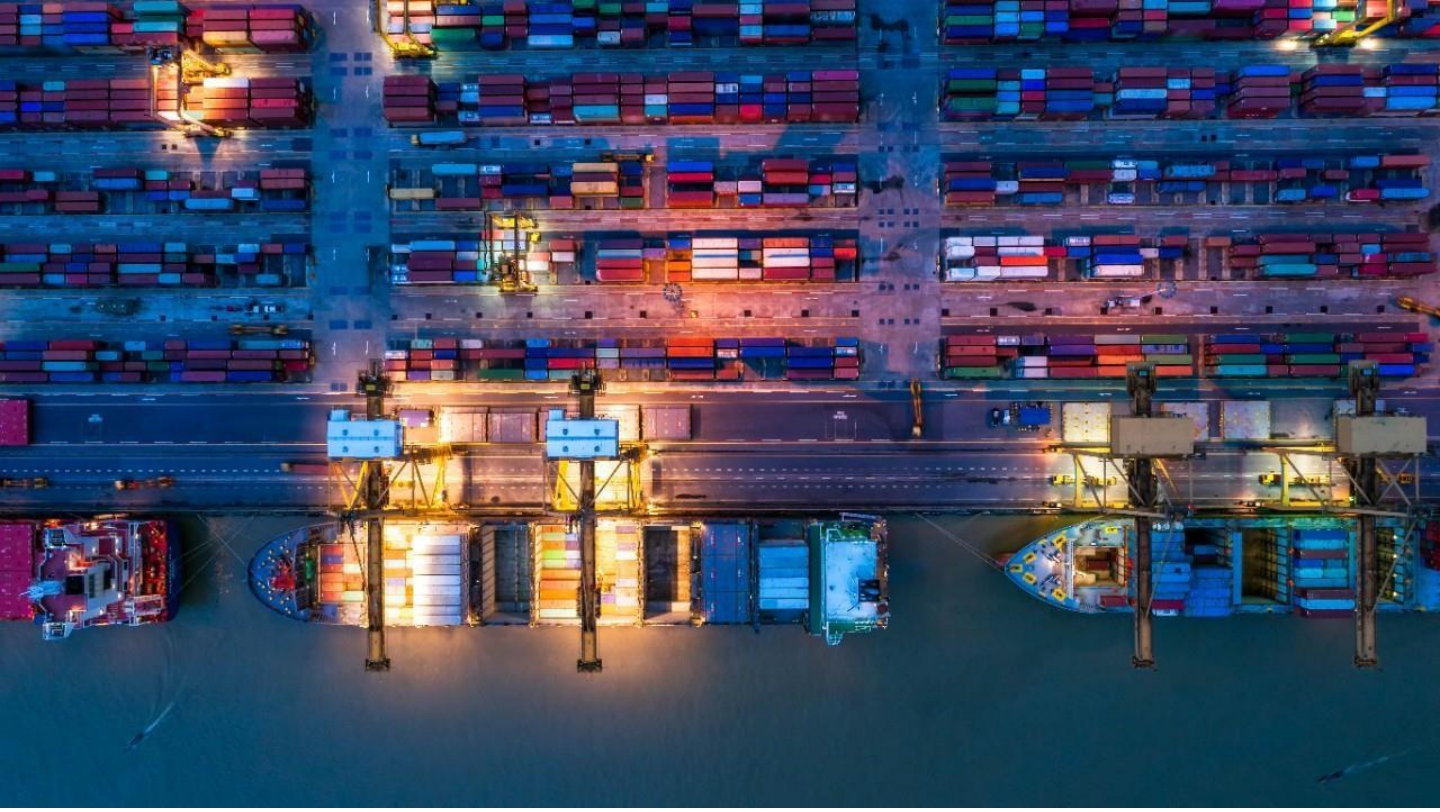
PwCベトナムニュースブリーフ

輸出入品の税務管理に関する新規則

2026年7月



ご一読ください

2026年6月30日、財務省は輸入・輸出物品の税務管理に関する通達第86/2026/TT-BTC号を発行した。通達第86号は、通達第06/2021/TT-BTC号に代わるものであり、2026年7月1日に発効した。

Some notable points of Circular 86

01

納付期限の特例の明確化

新規則は、以下のような特別な場合における納税期限に関する規定を定めています。

- 分析、分類、または検証の対象となる物品。
- 税関申告書の登録時点で最終的な関税評価額が確定していない物品。
- 関税評価額に加算する必要のあるロイヤルティ、ライセンス料、またはその他の調整額が、税関申告書の登録時点ではまだ確定していない物品。
- 課税評価の対象となる物品。

上記のほとんどのケースにおいて、企業は納税義務の算定基準が確定した日から5営業日以内に追加税額を支払う必要があります。支払いが遅れた場合、納税義務の算定基準が確定した日から延滞利息が計算されるため、企業はこの期限に特に注意を払う必要があります。

02

税務申告および税務書類提出につき、電子的手段の優先化

通達86号は、企業が税関当局の電子システムを通じて納税申告手続きを行い、納税書類を提出することを奨励する規定を導入しています。企業はほとんどの手続きを電子税関システムを通じて行う必要があります。システム障害が発生した場合は、企業は書類を紙媒体で税関当局に直接提出するか、郵送することができます。

Some notable points of Circular 86

03

課税査定の法的根拠の文書通知義務が撤廃

新規則の下では、税関は課税決定を行う前に、企業に対し課税の法的根拠を文書で通知する必要がなくなりました。この変更は、関連情報が既に税関当局が以前に発行した業務議事録に記載されているとの推定に基づくものと考えられます。

04

輸出入税の手続きと既存の規制の統合

通達第86号は、以下の通り、現在他の規則に規定されている様々な条項を継承し、体系化しています。

- 輸出入関税法を規定する政令第134/2016/ND-CP号および第18/2021/ND-CP号
- 税務行政法第38/2019/QH14号を規定する政令第126/2020/ND-CP号
- 通達第38/2015/TT-BTC号、通達第39/2018/TT-BTC号、通達第121/2025/TT-BTC号を含む、通関手続きを規定する通達

2026年7月1日より、免税、税金還付、税金不徴収、減税に関する規則および関連する様式は、この通達86号に統合されました。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.